

○文部科学省告示第七十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条の規定に基づき、学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十八年十二月九日

文部科学大臣 松野 博一

本文中「若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」を「、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校」に、「同項」を「同条」に改め、本文に次のただし書を加える。

ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第三款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の4、5及び6並びに同章第七款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

1中「障害の状態の改善又は克服」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服すること」に、「指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」を「指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に

応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。」に改め、2中「障害に応じた特別の指導」を「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導」に改め、2の次に次のように加える。

3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。